

(別紙1)

村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	村上市第2期国民健康保険データヘルス計画及び村上市第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画（素案）		
意見募集期間	自：平成30年 1月 4日 至：平成30年 1月25日	担当課局	保健医療課
案件の概要	<p>「第2期国民健康保険データヘルス計画」は、診療報酬明細書（レセプト）等のデータ分析と、それに基づく加入者の健康保持増進のための保健事業の実施計画です。</p> <p>「第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画」は、生活習慣病予防を目的に実施する特定健康診査、特定保健指導の実施計画です。</p> <p>国の指針等では両計画を一体的に策定することも可能としており、本市においても、特定健診等が保健事業の中核をなすものであることから、一体的に策定するものです。</p> <p>計画期間は平成30年度から平成35年度の6年間です。</p>		
案件の趣旨、目的及び背景	<p>「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、市町村国保を含む全ての保険者に、レセプト等のデータの分析に基づく加入者の健康保持増進のための事業計画（データヘルス計画）を作成し、事業実施、評価等を行うことを推進するとされました。</p> <p>これを踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業実施指針（厚生労働省告示）に基づき、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、平成28年度に第1期計画を策定し、各種保健事業に取り組んできました。</p> <p>前期計画が最終年度を迎えるにあたって評価を実施し、本市の健康課題の改善に向けた第2期計画を策定するものです。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）により、平成20年4月から、保険者（国保・被用者保険）に対し、40～74歳の被保険者及び被扶養者を対象に、生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施を義務づけられています。</p> <p>これを受け、平成20年度に第1期、平成25年度に第2期特定健康診査・保健指導実施計画を策定して、特定健診等を実施してきました。</p> <p>前期計画が最終年度を迎えるにあたり、第3期計画を策定するものです。</p>		
今後の予定	1月4日～1月25日	パブリックコメント受付	
	2月上旬	第4回村上市国民健康保険運営協議会	
	2月下旬	パブリックコメント結果の公表	
		市長に計画案を答申	
備考			